外部監査人選定検討委員会設置要綱

平成12年11月９日制定
平成18年12月１日改正
平成20年12月９日改正
平成22年11月12日改正
平成30年11月20日改正
令和２年11月13日改正

（趣旨）

第１　この要綱は、外部監査人選定検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２　外部監査契約を締結する監査人の選定等について協議、検討を行うため、外部監査人選定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成）

第３　委員会は、政策企画課長、財政課長、行政改革課長、出納局管理課長、病院局総務課長、企業局総務課長、監査委員事務局次長をもって構成する。

（所掌事務）

第４　委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 外部監査人の選定方法に関すること。
(2) 外部監査人の選定に関すること。
(3) その他必要な事項に関すること。

（会議）

第５　委員会は、監査委員事務局が主宰し、必要に応じて随時開催するものとする。

２　委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、監査委員事務局において処理する。

（雑則）

第７　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の承認を経て監査委員事務局次長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成12年11月９日から施行する。

この要綱は、平成18年12月１日から施行する。

この要綱は、平成20年12月９日から施行する。

この要綱は、平成22年11月12日から施行する。

この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

この要綱は、令和２年11月13日から施行する。